

## 諮問第 1 3 6 号 文書一覧

| 整理<br>番号 | 文 書 名                            | 枚数  |
|----------|----------------------------------|-----|
| 1        | 第 1 回 城野遺跡保存交渉（財務支局）             | 2   |
| 2        | 第 2 回 城野遺跡保存交渉（財務支局）             | 1   |
| 3        | 城野遺跡の保存協議（県）                     | 2   |
| 4        | 城野遺跡保存基本計画                       | 5   |
| 5        | 第 3 回 城野遺跡保存交渉                   | 2   |
| 6        | 文化財保存の考え方                        | 1   |
| 7        | 第 4 回 城野遺跡保存交渉                   | 1   |
| 8        | 城野遺跡発掘調査の概要と成果                   | 2 9 |
| 9        | 城野遺跡国有地内発掘調査成果に伴う評価と保存           | 3   |
| 1 0      | 第 5 回 城野遺跡保存交渉                   | 1   |
| 1 1      | 城野遺跡発掘調査の概要と成果                   | 4   |
| 1 2      | 城野遺跡国有地内発掘調査成果に伴う評価と保存           | 2   |
| 1 3      | 財務支局に城野遺跡の説明と意見交換                | 1   |
| 1 4      | 第 6 回 城野遺跡保存交渉                   | 1   |
| 1 5      | 第 7 回 城野遺跡保存交渉                   | 2   |
| 1 6      | 第 8 回 城野遺跡保存交渉                   | 2   |
| 1 7      | 城野遺跡保存事務的協議                      | 2   |
| 1 8      | 第 9 回 城野遺跡保存交渉                   | 2   |
| 1 9      | 城野遺跡の保存（文化庁協議）                   | 2   |
| 2 0      | 城野遺跡の保存協議の今後と北九州市の課題について         | 2   |
| 2 1      | 第 1 0 回 城野遺跡保存交渉                 | 1   |
| 2 2      | 協議メモ                             | 1   |
| 2 3      | 城野遺跡（旧城野医療刑務所跡地）保存計画の変更について（方針伺） | 1 0 |

| 整理<br>番号 | 不開示が妥当な部分   |
|----------|---|
| 1        | <p>①「5 文化財保存協議」(5) 記載部分のうち、1行8文字目「いい」から同行最終文字「ある」まで、2行15文字目「分か」から同行最終文字「ある」まで</p> <p>②「5 文化財保存協議」(9) 記載部分のうち、1行6文字目「文化」から同行29文字目「のか」まで、2行3文字目「対外」から同行22文字目「った」まで</p> <p>③「5 文化財保存協議」(10) 記載部分のうち、1行1文字目「県指」から同行18文字目「のか」まで、1行28文字目「指定」から2行9文字目「ない」まで</p> <p>④「5 文化財保存協議」(11) 記載部分のうち、1行1文字目「遺跡」から2行12文字目「いか」まで、2行23文字目「この」から3行19文字目「ない」まで</p> <p>⑤「5 文化財保存協議」(12) 記載部分のうち、1行8文字目「基本」から2行11文字目「こと」まで</p>   |
| 2        | <p>①「第2回 城野遺跡保存交渉(財務支局)」と記載された下部の8行のうち、1行21文字目「文化」から2行2文字目「提供」まで、3行1文字目「文化」から4行最終文字「いる。」まで、5行8文字目「財務」から同行32文字目「真意」まで</p> <p>②「4 協議内容」(1) 記載部分のうち、1行6文字目「9月」から3行15文字目「ない」まで</p> <p>③「4 協議内容」(2) 記載部分のうち、1行5文字目「要望」から2行18文字目「ない」まで</p> <p>④「4 協議内容」(3) 記載部分のうち、1行11文字目「文化」から2行13文字目「った」まで、2行34文字目「文化」から3行17文字目「ない」まで</p> <p>⑤「4 協議内容」(4) 記載部分のうち、1行18文字目「文化」から同行35文字目「べき」まで、2行8文字目「文化」から同行33文字目「い。」まで</p> <p>⑥「4 協議内容」(5) 記載部分のうち、1行22文字目「県を」から2行25文字目「い。」まで、2行33文字目『「国」』から3行3文字目『「整」』まで</p>  |
| 3        | <p>①「城野遺跡の保存協議(県)」と記載された下部の3行のうち、2行7文字目「財務」から同行36文字目「ない」まで</p> <p>②「4 協議内容」(2) 記載部分のすべて</p> <p>③「4 協議内容」(3) 記載部分のうち、1行1文字目「説明」から3行21文字目「か、」まで、3行35文字目「かな」から4行4文字目「しい」まで、4行17文字目「いい」から同行24文字目「ない」まで</p> <p>④「4 協議内容」(4) 記載部分のうち、1行1文字目「図で」から3行19文字目「のか」まで、3行33文字目「バフ」から4行31文字目「ある」まで</p> <p>⑤「4 協議内容」(5) 記載部分のうち、1行6文字目「城野」から2行8文字目「った」まで、2行19文字目「市と」から同行33文字目「ない」まで、3行12文字目「文化」から同行23文字目「しい」まで、4行29文字目「財務」から6行10文字目「ない」まで、6行15文字目「文化」から7行8文字目「め、」まで</p> <p>⑥「4 協議内容」(6) 記載部分のうち、1行7文字目「県と」から2行1文字目「ル」まで、2行30文字目「文化」から3行23文字目「か、」まで</p> <p>⑦「4 協議内容」(7) 記載部分のうち、1行11文字目「保存」から3行16文字目「る、」まで</p> |
| 4        | なし  |
| 5        | <p>①「第3回 城野遺跡保存交渉」と記載された下部の5行のうち、1行19文字目「市教」から2行36文字目「もの」まで、3行24文字目「地主」から4行22文字目「め、」まで、5行4文字目「考え」から同行13文字目「する」まで</p> <p>②「4 協議内容」(1) 記載部分のうち、2行8文字目「次年」から3行31文字目「する」まで</p> <p>③「4 協議内容」(3) 記載部分のうち、1行9文字目「平成」から3行35文字目「い、」まで</p> <p>④「4 協議内容」(4) 記載部分のうち、1行10文字目「文化」から2行34文字目「する」まで</p>   |

| 整理番号 | 不開示が妥当な部分  |
|------|--|
|      | ⑤「4 協議内容」(5) 記載部分のうち、1行目のすべて<br>⑥「4 協議内容」(6) 記載部分のすべて<br>⑦「4 協議内容」(7) 記載部分のうち、1行10文字目「文化」から3行最終文字「い。」まで<br>⑧「4 協議内容」(8) 記載部分のうち、1行6文字目「文化」から2行最終文字「く。」まで   |
| 6    | なし   |
| 7    | ①「第4回 城野遺跡保存交渉」と記載された下部(冒頭部分)の5行のうち、2行15文字目「保存」から3行2文字目「る。」まで、3行11文字目「保存」から4行17文字目「しい」まで<br>②「4 協議内容」記載部分の2行目の「財務:」以下の1文字目「有識」から最終文字「か。」までの記載、3行目の「教委:」を除く、1文字目「その」から4行目最終文字「る。」まで<br>③「4 協議内容」記載部分の6行目から14行目までの「成果と評価の資料の修正」の内容が具体的に記載された部分のすべて。ただし、行頭の「・」、「追加:」と記載された部分は開示が妥当である。<br>④「4 協議内容」記載部分の15行目の「財務:」以下の1文字目「保存」から13文字目「方法」まで<br>⑤「4 協議内容」記載部分の17行目の「財務:」以下の6文字目「2」から18行7文字目「た。」まで<br>⑥「4 協議内容」記載部分の20行目「建都:」以下の5文字目「補助」から最終文字「い。」まで |
| 8    | なし   |
| 9    | なし   |
| 10   | ①「4 協議内容」記載部分のうち、3行1文字目『「評価」』から11行最終文字「い。」まで<br>ただし、文頭の「・」の記載は開示が妥当である。<br>②「4 協議内容」記載部分のうち、12行30文字目「これ」から13行34文字目「のか」まで   |
| 11   | なし   |
| 12   | ①「5 指導を受けた有識者の意見」のうち、(3)の有識者の氏名、役職、肩書きなど。ただし、当該有識者が所属する法人の種別が分かる「(3)」の記載に続く6文字は開示が妥当である。<br>②「5 指導を受けた有識者の意見」のうち、3名の有識者の意見が記載された部分の全て。ただし、行頭の「意見:」、「総合意見:」との記載は開示が妥当である。<br>③「5 指導を受けた有識者の意見」のうち、【参考】として、文化庁調査官の意見が記載された部分の全て。ただし、「【参考】」と記載された右側の1文字目「文化」から同行最終文字「る。」までの記載及び行頭の「意見:」との記載は開示が妥当である。   |
| 13   | ①「4 協議内容」のうち、「(2) 国有財産調整官等の発言」が記載された部分の1行15文字目「記録」から6行最終文字「る。」まで。ただし、文頭の「・」は開示が妥当である。<br>②「4 協議内容」のうち、「(3) 財務支局の考え方」が記載された部分の1行9文字目「自ら」から2行最終文字「る。」まで  |
| 14   | ①「第6回 城野遺跡保存交渉」と記載された下部(冒頭部分)の7行のうち、3行36文字目「国は」から4行29文字目「いい」まで<br>②「4 協議内容」の「(1) 北九州市側の主張(主に事業調整課)」記載部分のうち、1行14文字目「保存」から同行29文字目「買え」まで、2行8文字目「財務」から同行24文字目「い。」まで、5行17文字目「自動」から同行最終文字「い。」まで、6行17文字目「国有」から同行37文字目「い。」まで、7行3文字目「文化」から同行最終文字「る。」まで<br>③「4 協議内容」の「(2) 財務支局の言い分」記載部分のうち、1行目のすべて(行頭の「・」は開示が妥当である)、2行28文字目「意見」から3行10文字目「れば」まで、4行10文字目「一言」から同行20文字目「する」まで、4行31文字目「すぐにでも」の次の文字からの5文字、   |

| 整理<br>番号 | 不開示が妥当な部分  |
|----------|--|
|          | 6行22文字目「だけ」から7行最終文字「か。」まで  |
| 15       | <p>①「第7回 城野遺跡保存交渉」と記載された下部（冒頭部分）の4行のうち、3行27文字目「保存」から4行4文字目「が、」まで、4行10文字目「方針」から同行最終文字「た。」まで</p> <p>②「4 協議内容」の「(1) 統括管理管の発言」記載部分のうち、1行21文字目「どう」から同行最終文字「い。」まで、2行11文字目「国史」から同行最終文字「る。」まで、3行10文字目「県・」から同行最終文字「い。」まで</p> <p>③「4 協議内容」の「(2) 国（地主）の考え方」記載部分のうち、1行1文字目「よく」から同行20文字目「ある」まで、2行目から3行目までの記載すべて（ただし、行頭の「○」は開示が妥当である）、4行25文字目「記録」から5行最終文字「い。」まで、6行1文字目「市で」から7行29文字目「場合」まで、7行31文字目「午後の」の次の文字から8行20文字目「ある」まで、11行1文字目「前項」から12行最終文字「る。」まで、13行「※」以下の記載の1文字目「全面」から22文字目「て、」まで</p> <p>④「4 協議内容」の「(3) その他」記載部分のうち、1行15文字目「文化」から3行最終文字「る。」まで、4行10文字目「特別」から同行24文字目「たい」まで、4行37文字目「城野」から5行最終文字「る。」まで、6行15文字目「あって、」の次の文字からの5文字、7行目の記載すべて、8行9文字目「あく」から同行33文字目「い。」まで</p> <p>⑤「5 協議内容のまとめ」の記載部分のうち、1行15文字目「自ら」から2行17文字目「い、」まで、3行3文字目「なん」から4行4文字目「り、」まで</p> |
| 16       | <p>①「4 協議内容」の「(1) 財務支局の主張」記載部分のうち、1行25文字目「管理」から5行18文字目「う。」まで。ただし、文頭の「○」は開示が妥当である。</p> <p>②「4 協議内容」の「(2) 市としての回答」の記載部分のうち、4行7文字目「無償」から6行最終文字「る。」まで。ただし、文頭の「・」は除く。</p> <p>③「4 協議内容」の「(3) 双方の関連した発言」の記載部分のうち、4行「財」と記載された以下18文字目「勝手」から同行24文字目「した」まで、4行34文字目「その」から7行最終文字「る。」まで</p> <p>④「5 まとめと今後のこと」の記載部分のうち、3行26文字目「記録」から4行9文字目「る、」まで、5行40文字目「制度」から6行23文字目「方法」まで、7行19文字目「貸付」から8行28文字目「する」まで</p>  |
| 17       | <p>①「4 協議内容」の「(1) 管理委託」記載部分のうち、1行7文字目「原則」から2行最終文字「い。」まで、3行15文字目「条件」から4行最終文字「る。」まで、5行7文字目「発掘」から6行最終文字「能。」まで、7行11文字目「『文』」から8行35文字目「後は」まで、10行35文字目「昔の」から11行最終文字「新)」まで</p> <p>②「4 協議内容」の「(2) 優遇措置」記載部分のうち、1行7文字目「一般」から2行最終文字「る。」まで、3行20文字目「優遇」から4行5文字目「の1」まで、5行18文字目「西側」から6行2文字目「の、」まで、6行18文字目「保存」から同行39文字目「る。」まで、7行3文字目「売却」から同行最終文字「い。」まで、8行6文字目「1」から同行最終文字「る。」まで、9行6文字目「条件」から10行2文字目「は、」まで、11行29文字目「で確」から同行35文字目「る。」まで、12行4文字目「施設」から13行最終文字「る。」まで、14行1文字目「図書」から15行最終文字「る。」まで</p> <p>③「4 協議内容」の「(3) その他」記載部分のうち、1行27文字目「東日」から11行30文字目「した」まで。ただし、文頭の「・」は開示が妥当である。</p>  |
| 18       | <p>①「4 協議内容」の(1)記載部分のうち、「平成25年10月」及び「平成26年1月～2月」のスケジュールの内容が記載された部分のすべて、3行19文字目「埋蔵」から同行29文字目「後、」まで、3行37文字目「利」から4行4文字目「、」まで、4行8文字目「一般」からの6文字</p> <p>②「4 協議内容」の(2)記載部分のうち、1行1文字目から同行6文字目「側が」まで、1行1</p>  |

| 整理<br>番号 | 不開示が妥当な部分   |
|----------|---|
|          | <p>2文字目から3文字、2行10文字目「この」から同行37文字目「い。」まで、3行6文字目「現状」から同行最終文字「い。」まで</p> <p>③「4 協議内容」の(3)記載部分のうち、2行30文字目「計画」から3行8文字目「る。」まで、3行25文字目「隣接」から同行36文字目「る。」まで、3行39文字目「原」から4行最終文字「る。」まで、5行目「(財務)」と記載された以降の記載すべて(行頭の「・」は開示が妥当である)</p> <p>④「4 協議内容」の(4)記載部分のうち、1行目の記載すべて(行頭の「・」は開示が妥当である)、3行3文字目「整理」から同行16文字目「ない」まで、3行26文字目「買収」から4行最終文字「か。」まで、7行目「(財務)」と記載された以降の記載すべて</p> <p>⑤「4 協議内容」の(5)記載部分のうち、2行1文字目「了解」から同行23文字目「して」まで、3行14文字目「是非」から4行目の最終文字「い。」まで、5行10文字目「無償」から同行22文字目「いる」まで、6行9文字目「売却」から同行最終文字「か。」まで、7行目「(財務)」と記載された以降の記載すべて</p> <p>⑥「4 協議内容」の(6)記載部分のうち、2行2文字目「街づ」から同行最終文字「い。」まで、3行15文字目「国有」から4行9文字目「照会」まで、6行目「(財務)」以下の記載すべて</p> |
| 19       | <p>①「4 協議目的」記載部分のうち、1行41文字目「国の」から3行5文字目「ない」まで</p> <p>②「5 文化庁意見の概要」記載部分のうち、1行19文字目「国の」から同行最終文字「い。」まで、2行14文字目「保存」から3行最終文字「い。」まで、4行11文字目「の体」から5行最終文字「い。」まで</p> <p>③「6 協議経過」記載部分のうち、〔主任調査官発言〕が記載された部分すべて。ただし、文頭の「・」の記載は開示が妥当である。</p>  |
| 20       | <p>①「4 協議経過」の(2)記載部分のうち「遺跡名」</p> <p>②「5 協議内容」の(1)記載部分のうち、3行33文字目「国指」から4行26文字目「不可」まで、5行9文字目「だけ」から19文字目「げる」まで、6行4文字目「それ」から同行18文字目「理だ」まで、7行9文字目「とす」から同行20文字目「る。」まで、7行29文字目「県指」から9行最終文字「・・・」まで、10行21文字目「開発」から11行20文字目「い。」まで、11行27文字目「全域」から12行6文字目「なる」まで、13行7文字目「県指」から15行最終文字「る。」まで</p> <p>③「5 協議内容」の(2)記載部分のうち、文頭の「・」、「(県)」及び「(市)」並びに18行1文字目「体制」から同行最終文字「いて」までを除く部分</p>   |
| 21       | <p>①「4 協議経過」の(1)の項目名を除く記載部分のうち、項目名の下部3行の記載の1行1文字目「国史」から3行11文字目「ない」まで。ただし文頭の「・」は開示が妥当である。</p> <p>②「4 協議経過」の(2)の項目名を除く記載部分のうち、項目名の下部17行の記載の1行4文字目「国指」から2行最終文字「か。」まで、4行4文字目「売買」から6行最終文字「い。」まで、7行最終文字「交」から8行12文字目「る。」まで、8行18文字目「文化」から9行16文字目「たい」まで、9行26文字目「県指」から10行最終文字「か。」まで、11行4文字目「県指」から12行最終文字「か。」まで、13行4文字目「図書」から同行最終文字「か？」まで、15行4文字目「26」から17行最終文字「い。」まで</p>   |
| 22       | <p>①「4 協議内容」の(1)、「【北九州市】」と記載された下部7行の記載のうち、4行目から7行目までの記載すべて(ただし、行頭の「・」は開示が妥当である)</p> <p>②「4 協議内容」の(1)、「【財務支局】」と記載された下部7行の記載すべて(ただし、行頭の「・」は開示が妥当である)</p> <p>③「4 協議内容」の(2)、「【財務支局】」と記載された下部1行の記載すべて</p> <p>④「4 協議内容」の(3)、「【財務支局】」と記載された下部3行の記載のうち、1行9文字目「現地」から3行最終文字「い。」まで</p>   |

別紙 2

|          |   |
|----------|---|
| 整理<br>番号 | 不開示が妥当な部分   |
| 23       | 「別紙 1 城野遺跡保存計画の変更概要」と題する文書のうち、「1 国（福岡財務支局小倉出張所）の考え」が記載された□で囲まれた部分の 1 行 18 文字目「こと」から同行最終文字「た。」まで |